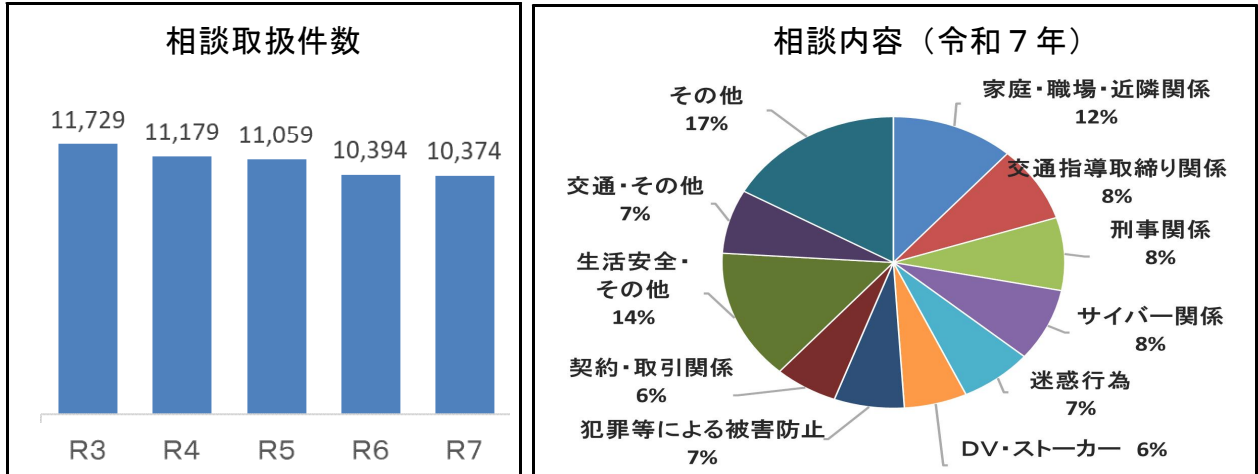


相談等取扱いの状況等（令和 7 年中）について

1 相談等取扱いの状況



- 相談等取扱件数については減少傾向にあり、令和 7 年は 10,374 件と、令和 6 年と比較して僅かに減少した。
- 相談内容の内訳は、多い順に、家庭・職場・近隣関係（12%）、交通指導取締り関係（8%）、刑事関係（8%）、サイバー関係（8%）であった。
- 受理所属の内訳は、警察本部（21%）であり、警察署では、多い順に、佐賀北警察署（13%）、佐賀南警察署（13%）、鳥栖警察署（11%）、唐津警察署（11%）であった。

2 相談等にかかる各種取組等

(1) 警察署に対する巡回指導の実施

相談管理者である広報県民課長が、年度当初及び 10 月中に全警察署を巡回し、より丁寧な相談等対応について教養を実施したほか、随時、広報県民課において、警察署の相談等取扱票等の作成状況の確認や指導教養を継続して実施した。

(2) 通話録音装置の設置

相談内容の正確な把握、電話対応サービスの向上を目的として、令和 7 年 4 月から警察本部警察相談室において通話録音装置の本格運用を開始した。